

## 職員給与規程 別表

公益財団法

職員給与規程第4条の給与の決定にあたっては、下記算出根拠・資料を参考として理事長が決定

### <専門職>

#### 算出根拠

- 1 月額報酬は $A \times B \times C$ で算出
- 2 Bについては、上位学位の内容などを勘案して1.05～1.2の範囲内で決定
- 3 Cについては、業務内容・関連性などを勘案して0.02～0.05の範囲内で個々に
- 4 賞与は原則支給しないか、もしくは、上記の方法で計算した年額の範囲内で

| A        | B         | C                       |
|----------|-----------|-------------------------|
| 大卒初任給（注） | 修士課程等     | 業務経験                    |
| 月額初任給    | 1.05～1.15 | 1+年数 $\times$ 0.02～0.05 |

注：厚労省の最新統計に従う（参考：令和元年度は210,200円）

### <事務職>

Doda(求職情報誌)が公表する職種別年収の内「事務/アシスタント」等を参  
【163の職種別】平均年収ランキング 最新版 | 転職ならdoda (デューダ)